

2015年12月09日

## お引受け範囲拡大のお知らせ

---

このたび弊社では、地震被災者のための生活再建費用保険(リスタ)に適用される普通保険約款の改定を行い、ご契約のお引受け範囲を拡大しましたのでお知らせいたします。

リスタについては、被保険者の居住するお住まいが「被保険者または被保険者の2親等以内の親族が所有する住宅」であることを、ご契約お引受け要件の1つとしておりますが、このたび、この要件の見直しを行い「被保険者または被保険者の2親等以内の親族が代表者をつとめる法人が所有する住宅」についても、ご契約のお引受けが可能となりました。

これにより、これまでご要望がありながらご加入いただくことができなかった、法人の代表者の家族が居住する住宅が当該法人名義である場合などについても、リスタへのお申込みが可能となります。あらためて、大切なお住まいの被災時の備えとして、リスタのご活用をご検討ください。

なお、この取扱いは、補償の開始日が平成27年12月15日以降となる契約より適用いたします。

改定後のリスタの普通保険約款については、こちらよりご確認ください。

### ⇒普通保険約款

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊社お客様サービスセンターまでお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】SBI 少額短期保険株式会社

お客様サービスセンター

0120-431-909

(受付時間 9時～18時 土・日・祝日は資料請求受付専用)